3　内部格付手法採用最終指定親会社は、前項の各データの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであって、関連性のあるものについては、その対象に含めなければならない。この場合において、PDを推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについて、PDが信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的なPDの推計値を用いることが不適切である場合は、PDの推計値を上方に修正することを検討しなければならない。

第四目　LGDの推計

（損失の定義）

第百九十三条　内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDを推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一　推計に用いる定義は、経済的損失であること。

二　前号に掲げる経済的損失を計測する場合は、回収までの期間に応じた重要な割引の効果（重要でない場合は除く。）、回収のための重要な直接的及び間接的な費用、その他の関連する要素が考慮されていること。

三　当該内部格付手法採用最終指定親会社の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、回収の能力に基づくLGDの調整を保守的に行わなければならない。

（LGDの推計）

第百九十四条　内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDを推計するに当たっては、LGDが次に掲げる性質のすべてを満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一　当該エクスポージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（次号において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二　信用リスクに伴う損失率が長期の平均的な損失率を上回る期間において、当該エクスポージャーのデフォルト時損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたものであること。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDの推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDの推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDの推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。

5　内部格付手法採用最終指定親会社は、LGDの推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。

6　内部格付手法採用最終指定親会社は、デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じうる期待損失（$EL_{default}$）を推計しなければならない。

（事業法人等向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第百九十五条　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGDを推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りでない。

（リテール向けエクスポージャーのLGD推計に係る最低所要観測期間）

第百九十六条　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーのLGDを推計するに当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第五目　保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

（保証による信用リスク削減効果の勘案）

第百九十七条　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第百三十一条第一項の規定により、ダブル・デフォルト効果を勘案することができる場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは、保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスポージャーのPD又はLGDのいずれかを調整することができる。ただし、第百三十一条第一項の規定により、ダブル・デフォルト効果を勘案することができる場合を除き、調整後のリスク・ウェイトは、保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

3　内部格付手法採用最終指定親会社は、前二項の調整方法について、それぞれいずれか一を選択し、継続的に用いなければならない。

4　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百三十一条第一項の規定により、ダブル・デフォルト効果を勘案することができる場合を除き、この告示による最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

（保証人に対する債務者格付等の付与）

第百九十八条　先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、前条第一項の規定に従って事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与すること。

二　保証人の状況、債務履行能力及びその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する最低要件を満たすこと。

三　保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

2　内部格付手法採用最終指定親会社は、前条第二項の規定に従ってリテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプールへの割当てにおいて当該保証を信用リスク削減手法として用いること。

二　保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他のPD推計及び債務者格付の付与又はプールの割当てに関する最低要件を満たすこと。

三　保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること。

（適格保証）

第百九十九条　内部格付手法採用最終指定親会社は、第百九十七条第一項及び第二項の規定に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。